

## 第76回人権週間 人権なんでも相談所の開設について

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに、これを記念する行事を実施するように呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月4日からこの人権デーまでの1週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を、全国で実施しています。

山形県内においても、人権週間中、県内各地で「人権なんでも相談所」が開設され、「あなたの街の相談パートナー」の人権擁護委員が、いじめ、虐待、パートナーからの暴力、近所のトラブルなど人権問題に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は守られます。土・日に開催される相談所もありますので、平日ご利用になれない方は、是非この機会にご利用ください。

▶ [県内の相談所はこちら](#)



人権週間  
12月4日～10日 12月10日は人権デーです。

「誰かのこと」じゃない。

身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番

0570-003-110

LINEじんけん相談 @linejinkensoudan

<https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん



[人権週間ポスター](#)

(PDF 形式)